

平成 21 年度工場・事業場立入検査結果
(県行政検査)

大気環境科

大気汚染防止法の規定に基づき、ばい煙発生施設設置工場・事業場の立入検査を実施し、硫黄酸化物 3 施設、窒素酸化物 3 施設、ばいじん 4 施設の調査を行ったほ

か、3 事業場の塩化水素を調査したが、排出基準違反はなかった。

県公害防止条例に基づく立入検査については、3 工場の塩素及び硫化水素を調査したが、排出基準違反はなかった。

また、大気汚染防止法の改正に伴う VOC 排出施設設置工場・事業場の立入検査については、3 事業場を調査したが、いずれも排出基準違反はなかった。

平成 21 年度工場・事業場立入検査結果

法・条例の区分 項目	大気汚染防止法				県公害防止条例	
	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	塩素	硫化水素
調査工場数(件数)	3(3)	3(3)	4(4)	3(3)	1(1)	1(4)

平成 21 年度工場・事業場立入検査結果
(県行政検査)

水質環境科

水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例等に基づ

く工場・事業場の立入検査を保健所と合同で次表のとおり実施した。

なお、立入検査を実施した延べ 403 の工場・事業場の排水のうち 13 工場・事業場において、排水基準超過を確認したので、保健所と連携して水質改善を指導した。

平成 21 年度工場・事業場立入検査結果

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
立入工場 事業場数	法対象	0	3	99	77	1	59	36	33	15	6	1	1	331	
	条例対象	1	6	20	11	0	8	12	12	2	0	0	0	72	
	合計	1	9	119	88	1	67	48	45	17	6	1	1	403	
検 査 項 目		人の健康の保護に関する項目 (27 項目) カドミウム, 全シアン, 有機リン, 鉛, 六価クロム, ヒ素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラムシマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, ホウ素, フッ素及びアンモニア・亜硝酸・硝酸 生活環境の保全に関する項目 (13 項目) 水素イオン濃度, 生物化学的酸素要求量, 化学的酸素要求量, 浮遊物質, ノルマルヘキサン抽出物質, フェノール類, 銅, 亜鉛, 溶解性鉄, 溶解性マンガン, 全クロム, 全窒素及び全リン その他項目 (2 項目) ニッケル及びアンチモン													
検 査 件 数		人の健康の保護に関する項目							511 件						
		生活環境の保全に関する項目							1,531 件						
		その他項目							20 件						